

この度公布された「国際卓越研究大学法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第22号）」、及び改訂された「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」について通知します。

6 文科振第 268 号
令和 6 年 6 月 14 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学省所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省研究振興局長
塩 見 み づ 枝

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）

この度、別添 1 のとおり「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和6年6月14日に公布され、同日から施行されました。また、併せて別添 2 のとおり、「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和4年11月15日文部科学大臣決定。令和6年6月14日改訂。以下「基本方針」という。）が改訂されました。

今回の改正の趣旨及び概要等は下記のとおりです。

関係各位におかれては、これらの趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

第212回国会において国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号。以下「改正国立大学法人法」という。令和6年10月1日施行。）が成立したことを踏まえ、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「省令」という。）第2条第5項を改正し、省令第2条第5項第1号に規定する国際卓越研究大学に設置される合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）に求める権限の明確化を図るものである。

第2 改正の概要

改正国立大学法人法においては、法人の長の選任・解任の権限については引き続き学長選考・監察会議が持つこととされ、国立大学法人における合議制の機関に当たる運営方針会議は学長の選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べるができることとされたことを踏まえ、省令第2条第5項に規定された国際卓越研究大学の運営に関する重要事項のうち、法人代表者の選任及び解任を削除すること。

省令第2条第5項第1号イとして、「国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成または変更に関すること」を、申請大学の運営に関する重要事項として合議制の機関に求める議決事項であることを明確化すること。

省令第2条第5項第1号ロとして、「国際卓越研究大学研究等体制強化計画に関する業務の執行の状況の監督」を合議制の機関が行う事項として明確化すること。

第3 省令第2条第5項第1号等の解釈について

国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）の認可については、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）、省令及び基本方針に定められた要件に基づき行われるものである。

この要件のうち、省令第2条第5項第1号については、改正省令により改正され、それに伴い、基本方針における同号に係る部分についても改訂された。

これらの改正内容の解釈は以下のとおりである。各大学の設置者におかれては、国際卓越研究大学の認定に係る申請を行おうとする場合にあっては、以下に記載する改正内容の解釈についても適宜参照いただきたい。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）】

第四条

3 文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

五 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第三十七号）】

第二条

5 法第四条第三項第五号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の運営体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- 一 大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者を構成員とする合議制の機関が設置され、当該合議制の機関が次に掲げる事項を行うこと。
 - イ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関することその他の当該申請大学の運営に関する重要事項の議決
 - ロ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に関する業務の執行の状況の監督

1 国際卓越研究大学に置かれる合議制の機関の基本的な考え方

文部科学大臣は、法に基づき、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学を国際卓越研究大学として認定し、当該大学が作成する体制強化計画に対して、助成が行われることとされている。

合議制の機関を置くことについて、基本方針においては、以下のとおり考え方が示されている。

【基本方針二 2（5）】

国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。こうした認識のもと、申請に係る大学において、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認することとする。

合議制の機関となる会議体は、当該大学の設置主体に応じて以下のとおりとなる。このため、各会議体の機能等は当該大学の設置主体により異なるが、合議制の機関として求められる役割は、国公私の学校種を問わず共通である。

（１）国立大学

改正国立大学法人法による改正後の国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「新国立大学法人法」という。）第 21 条の 3 に規定する運営方針会議が合議制の機関となる。

（２）公立大学

公立大学法人が、定款を定めることにより設立される法人であるという地方独立行政法人制度を踏まえ、その定款において、法人運営に関する重要事項を決定する権限を有する合議制の機関を置くことを定めることなどが考えられる。

（なお、大学が自律的に成長を続けていくという国際卓越研究大学の性格を踏まえれば、国際卓越研究大学の認定を受けようとする公立大学は、少なくとも法人化されたものである必要があると考えられる。）

（３）私立大学

私立大学においては建学の精神に基づく運営が行われ、寄附行為の定めるところにより法人の機関の権限関係も様々であり、学校法人の実情に応じ、理事会又は評議員会が合議制の機関となる。

２ 合議制の機関に求められる具体的な体制

（１） 国際卓越研究大学の運営に関する重要事項の議決と業務執行の監督

【基本方針二 2（５）】

- ① 合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること。

また、合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長から体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。併せて、法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。

①体制強化計画の作成・変更その他の重要事項の議決

合議制の機関は、体制強化計画の作成・変更の議決を行う。

国際卓越研究大学の設置者は、法第 5 条第 1 項に基づき体制強化計画を作成し、文部科学大臣に提出してその認可を受けることができ、これに基づき助成が行われる。このように体制強化計画は国際卓越研究大学の目的を遂行するに当たり根幹をなすものであり、省令第 2 条第 5 項第 1 号イに規定されているとおり、その作成・変更に当たっては、合議制の機関がその内容について十分な審議を行った上で、議決を行う。

この他、省令第2条第5項第1号イに「その他の当該申請大学の運営に関する重要事項を議決」と規定されているとおり、合議制の機関は各関係法令の規定に基づき、その他の重要事項を議決する。この重要事項とは、法人の大きな運営方針に係るものを想定している。

ア 国立大学

運営方針会議は、新国立大学法人法第21条の5に規定された運営方針事項を決議する。省令第2条第5項第1号イに規定された「その他の当該申請大学の運営に関する重要事項」は、国立大学については、体制強化計画の議決以外は、新国立大学法人法第21条の5に規定された運営方針事項となる。

なお、同法においては、運営方針会議の決議により決定できる事項は、同法第21条の5に規定された運営方針事項に限定されており、体制強化計画を含め運営方針事項以外は法人の長が決定することとなる。一方で、法人の長の決定に先立ち、法人の長が主体的に運営方針会議に対し、体制強化計画に関する議決を求めることは可能であり、法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保するという運営方針会議の設置趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定要件として、運営方針会議による体制強化計画の議決を求めているものである。

イ 公立大学

公立大学に置かれる合議制の機関は、定款において合議制の機関の決定事項を定めることとなる。

ウ 私立大学

私立大学においては、先に述べたとおり、学校法人の実情に応じ、理事会又は評議員会が合議制の機関となる。

理事会は、私立学校法の規定に基づきその職務を行う他、寄附行為の定めるところにより理事会が行うこととされた職務を行う。

評議員会は、私立学校法の規定に基づきその職務を行う他、寄附行為の定めるところにより評議員会が行うこととされた職務を行う。

なお、理事会の決議及び評議員会の決議の両方が必要な事項を寄附行為をもって新たに定めた場合、理事会の決議と評議員会の決議の先後は、学校法人の定めによる。

以上のように、合議制の機関は、大学経営に関する重要事項を決定することとなるが、日々の具体の業務への過度な介入など、マイクロマネジメントを行うべきではない。特に、教員や研究者の教育研究上の自由は尊重される必要があり、例えば個々の研究内容や講義のシラバスの内容などの教学事項については介入すべきではない。

②業務の執行の状況の監督

国際卓越研究大学においては、①で議決した体制強化計画等の重要事項を着実に実施するため、合議制の機関がその業務執行の状況を監督することが求められる。

監督の実効性を担保するため、法人の長は体制強化計画の実施状況を合議制の機関に適時報告することが必要である。報告の頻度は法人の実情に応じて定めるべきであるが、例えば、新国立大学法人法第 21 条の 6 第 1 項を参考に、三月に一回以上とすることなどが考えられる。

その上で、合議制の機関は、体制強化計画が適切に履行されていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう法人の長に求めることが必要である。その際、法人の長は速やかに必要な措置を講じるとともに、その内容を合議制の機関に報告することが必要である。各大学において、このような体制が整備されることが求められる。

(2) 知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員の参画

【基本方針二 2 (5)】

② 合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。

申請に係る大学は、上に掲げる大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

国際卓越研究大学に合議制の機関を置くこととされた趣旨を踏まえ、合議制の機関が扱う審議事項を実効的に審議することができるよう、合議制の機関は、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材を構成員とすることが求められる。

また、国際卓越研究大学は、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、前述のような知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証する必要がある。

併せて、合議制の機関は、各関係法令で求められる要件を確保しつつ、合議制の議決機関として構成員が熟議を行い、その役割・責務を適切に果たすことができる人数規模とし、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させることが必要である。

法人の長が合議制の機関の構成員である大学において、合議制の機関で法人の長の地位に関する議題（例えば法人の長の選考・解任に係る議題）が取り扱われることがある。このような場合は、当事者である法人の長は議事に参加することができないこととするべきである。なお、国立大学においては、運営方針会議が学長選考に関する意見及び学長の解任に関する報告を議決する際には、学長は議事に参加することができないこととされている（新国立大学法人法第 21 条の 4 第 12 項）。

（３） 執行部からの独立性の担保

【基本方針二 2（５）】

- ③ 大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

合議制の機関は、合議制の機関を構成する学内外の構成員の経営や教育研究、国際展開等に関する専門的知見を十分に活用する観点から、執行部（法人の長の指揮・監督下で、大学の経営に係る職に就いている者をいう。以下同じ。）からの独立性が担保されていることが求められる。

そのためには、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすることなどにより、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みの構築が必要である。なお、私立大学において合議制の機関を理事会とする場合、理事会は執行部である理事で構成される会議体であることから、評議員会の議決を得ることを要件とすることなどが考えられる。

（４） 学内に対する客観性の担保

【基本方針二 2（５）】

- ④ 大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

合議制の機関は、合議制の機関を構成する学内外の構成員の経営や教育研究、国際展開等に関する専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていることが求められる。

その担保のためには、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みの構築が必要である。

学外構成員とは、任命又は選任の際現に当該法人の役員又は職員でない者（再任の場合は、最初の任命・選任の際現に当該法人の役員又は職員でなかった者を含む。）をいう。但し、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条第2号に規定する「学外者」である役員として登用され、当該役員の身分を保持したまま合議制の機関の構成員となった場合は、学外構成員とみなすこととする。

（５） 法人の長の選任・解任における適切な役割

【基本方針二 ２（５）】

- ⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

法人の長は、経営的資質を有し、教学担当役員（プロボスト）や事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携しつつ、自律的な大学経営のための体制強化に向けた様々な取組を実行し、国際卓越研究大学のミッションを達成することが期待されており、その選任は体制強化計画を確実に履行する上で最も重要な事項であることから、関係法令の規定に基づき、客観性・透明性ある手続に従い、十分な時間をかけて、必要な資質を備えた者が選任されるべきである。一方、大学の運営状況等の適切な評価を踏まえ、法人の長がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、法人の長を解任するための客観性・透明性ある手続が確立されている必要がある。これらの法人の長の選任及び解任に当たって、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されている必要がある。

なお、国立大学については、法人の長（学長）の選任及び解任の権限は、学長選考・監察会議にあり、合議制の機関である運営方針会議は、学長選考・監察会議に学長選考に関する意見を述べるができることとされている。また、運営方針会議は、学長が解任事由に該当する場合、学長選考・監察会議に報告するものとされている。以上の点を踏まえ、運営方針会議は、学長の選考に当たって、体制強化計画の履行を担保する観点から、学長に求められる知識・経験・能力を明確化し、学長選考・監察会議に対する意見を述べるとともに、当該意見を受け、学長選考・監察会議は、当該意見の内容を審議し、当該意見へ

の対応についてその理由を付して運営方針会議に報告する体制を構築することが必要である。このことは解任についても同様である。

添付資料：

別添 1 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律
施行規則の一部を改正する省令」（令和 6 年文部科学省令第 22 号）

別添 2 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和 4 年 11 月 15 日文部科学大臣決定。令和 6 年 6 月 14 日改訂。）

別添 3 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律
施行規則第 2 条第 5 項第 1 号等の解釈に関する Q&A 」

本件担当：

文部科学省研究振興局

大学研究基盤整備課大学研究力強化室

電話：03-5253-4111(内線：4291)

E-MAIL：ru-fund@mext.go.jp